11　指定障害福祉サービス基準第213条の11において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第２項に規定する基準を満たしていない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算する。

12　利用者が日中サービス支援型共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間（居宅介護を受けている間（注６及び注７の適用を受けている間に限る。）及び重度訪問介護を受けている間（注６及び注７の適用を受けている間に限る。）を除く。）は、日中サービス支援型共同生活援助サービス費は、算定しない。

１の２の２　外部サービス利用型共同生活援助サービス費（１日につき）

イ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ)	242単位
ロ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ)	198単位
ハ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ)	170単位
ニ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅳ)	113単位
ホ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ)	272単位

注１　イからホまでについては、障害者（身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の12に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の利用者にあっては、当該地域移行支援型ホームにおいて外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者が外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を開始した日において精神科病院に１年以上入院している精神障害者に限る。）に対して、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービス（指定障害福祉サービス基準第213条の12に規定する基本サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

２　イについては、指定障害福祉サービス基準第213条の14第１項第１号に規定する世話人（注３及び注４において「世話人」という。）が、常勤換算方法で、利用者の数を４で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

３～６　（略）

７　（略）

⑴　（略）

⑵　基本サービスの提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、外部サービス利用型共同生活援助計画（指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第１項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

㈠　作成されていない期間が３月未満の場合　100分の70

㈡　作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50

１の２　外部サービス利用型共同生活援助サービス費（１日につき）

イ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅰ)	259単位
ロ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅱ)	212単位
ハ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅲ)	182単位
ニ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅳ)	121単位
ホ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費(Ⅴ)	289単位

注１　イからホまでについては、障害者（身体障害者にあっては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の２に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の利用者にあっては、当該地域移行支援型ホームにおいて外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者が外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を開始した日において精神科病院に１年以上入院している精神障害者に限る。）に対して、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービス（指定障害福祉サービス基準第213条の２に規定する基本サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

２　イについては、指定障害福祉サービス基準第213条の４第１項第１号に掲げる世話人（注３及び注４において「世話人」という。）が、常勤換算方法で、利用者の数を４で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービスを行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

３～６　（略）

７　（略）

⑴　（略）

⑵　基本サービスの提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第213条の12において準用する指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、外部サービス利用型共同生活援助計画（指定障害福祉サービス基準第213条の12において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第１項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合　100分の95

（新設）

（新設）